

【参考 1 現行計画策定後の主なる成果と取組状況】

令和 4 年 3 月 31 日現在

＜災害対策本部機能の強化＞

東日本大震災以降も毎年のように人命を脅かす災害が発生し、その態様も大規模化、複雑・多様化していることから、平成 28 年 4 月の危機管理局の設置を契機に、大規模災害に備えた防災対策の一層の充実強化を図る取組を進めている。

具体的には、有識者で構成する「青森県防災対策強化検討委員会」からの提言を踏まえ、平成 30 年度に青森県災害対策本部の運営体制を見直したほか、地方支部体制の構築に取り組んだ。また、このことに伴い、各種マニュアルを整備したところであり、訓練等による検証を踏まえ、それぞれの内容の改善を図っていくこととしている。

(危機管理局、各部局、各地域県民局)

＜災害応援の受入体制の構築、救援物資等の受援体制の構築＞

災害時の受援、応援についての基本事項を定める「青森県災害時受援計画」及び「青森県災害時応援計画」を平成 30 年 3 月に策定した。

当該計画及び国の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」(令和 3 年 2 月から「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に変更)に基づき、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では北海道厚真町への応援を、令和元年 10 月に発生した東日本台風では宮城県角田市への応援を実施したところであり、これで得られた教訓や、各種訓練等を踏まえ、計画内容の改善やマニュアルの作成に取り組むこととしている。

また、災害時における県内市町村間の相互応援について、応援要請事項に「避難者の受入れ」を加えたほか、応援要請に係る調整を県が行う新たな協定を平成 30 年 12 月に締結するとともに、運用マニュアルを作成したところであり、今後、県内市町村の受援体制の構築について推進することとしている。

(危機管理局)

＜非常物資の備蓄＞

大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資の備蓄について目標を定め、県、市町村、県民、自主防災組織、事業所等における計画的な備蓄を推進することを目的に「青森県災害備蓄指針」を平成 30 年 3 月に策定し、これを踏まえ、事業所等を含む県民の家庭内備蓄を促進するための集中的な広報活動を展開した。

また、令和 3 年 10 月には、災害備蓄物資の更新に係る事項をまとめた「青森県災害備蓄物資更新計画」、県民向け災害備蓄物資の管理運用に係る事項をまとめた「青森県災害備蓄物資の管理及び運用に関する要綱」を作成したほか、令和 4 年 2 月には、備蓄物資を適正に在庫管理するための「青森県災害備蓄物資在庫管理台帳」を作成した。

災害発生時における支援物資の供給に関する事業者との協定については、令和 3 年度末で 21 社と締結しており、各種防災訓練への参加等を通じて、協定締結事業者との更なる連携体制の構築に努めている。

(危機管理局)

＜防災意識の啓発＞

地域住民の防災意識を高めるため、災害時にとるべき命を守る行動、普段からの備え、本県の災害リスク等を内容とする青森県防災ハンドブック「あおりおまもり手帳」を平成30年9月から、県内全世帯（約56万世帯）へ配布するとともに、あらゆる機会、様々な媒体を活用して、その内容の普及に努めた。

また、地域の自治会、子ども会などの団体、市町村、企業、サークルなどの集会・学習会を対象とした防災関係の出前トークを実施した。

(危機管理局)

＜地域防災リーダーの育成、自主防災組織の設立・活性化支援、防災訓練の推進＞

災害時での逃げ遅れ等による人的被害を軽減するため、災害の発生が想定される区域における自主防災組織の設立と活動促進を市町村とともに重点的に働きかけた。また、防災活動を地域主導で継続的に推進するための指導者育成に取り組むため、令和3年度は流域防災研修会を2回51名、地域防災活動ネットワーク研修会を3回54名、自主防災体験研修会を5回、166名を対象に開催した。

区 分	令和3年4月	平成28年4月
自主防災組織活動カバー率	55.8%	46.5%

(危機管理局)

＜防災ボランティアの育成、防災ボランティア受入体制の構築＞

災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、防災ボランティアコーディネーターの育成に係る研修を実施したほか、防災ボランティアへの県民の理解を深めるためのパネル展を開催した。

(環境生活部、危機管理局)

＜総合防災訓練の実施＞

大規模災害発生時の応急態勢の充実強化と防災関係機関の連携強化を図るため、毎年度、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て総合防災訓練を実施しており、平成29年度はつがる市において約3,000人、平成30年度は平川市において約3,500人、令和元年度は三沢市において3,500人が参加した（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大等により中止）。特に、平成30年度の平川市での訓練においては被災者支援、令和元年度の三沢市での訓練においては外国人を含む要配慮者への対応と津波対策に重点を置き、行政・住民等が一体となった総合的な避難所運営訓練を実施した。

(危機管理局)

＜住民等への情報伝達手段の多様化＞

住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、マスメディアを通じて情報を伝達するＬアラートを確実に運用することを目的に市町村による訓練を定期的に行っている。

(危機管理局)

＜警戒避難体制の整備（火山噴火）＞

平成28年2月に火山災害警戒地域に指定された「岩木山」、「八甲田山」及び「十和田」について、それぞれ警戒避難体制の整備を図っている。

「岩木山」及び「八甲田山」については、噴火時等にとるべき防災対応を5段階に区分した「噴火警戒レベル」が導入され、また、このレベルに応じた住民、登山者等の避難対応を定める「避難計画」を平成31年3月に策定したところであり、今後、訓練等による検証などにより、避難計画の充実を図っていくこととしている。

「十和田」については、平成30年3月に噴火シナリオ、ハザードマップを、令和4年2月に小規模噴火に係る具体的な防災対応を策定した。また、令和4年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されたところである。今後、小規模噴火に係る火山避難計画の検討及び中・大規模噴火に係る対策の検討を進め、警戒避難体制の整備を推進することとしている。

(危機管理局)

＜石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実＞

平成25年に消防庁から示された「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づく、防災アセスメント調査を踏まえ、平成31年3月に「青森県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った。

また、災害応急対策における技能の向上と防災関係機関等相互の連絡協調体制の確立を図ることを目的とした防災訓練について、これまで実施してきた実動訓練に、図上訓練を加え、実動・図上を交互に、毎年度実施することとした。

(危機管理局)

＜消防力の強化＞

大規模災害等に迅速・的確に対応するため、市町村・消防本部においては、地域の実情に応じて、国の「消防力の整備指針」に基づき、消防体制（施設・人員）の整備を進めている。消防体制の基盤の強化等を図るため、平成31年3月に「第2次青森県消防広域化推進計画」を策定し、自主的な市町村の消防の広域化を推進している。

(危機管理局)

＜消防団の充実＞

地域防災の中核を担う消防団への加入を促進するため、消防団の活動等をPRする動画を制作し、周知を図るとともに、若い世代や女性をターゲットとした活動紹介小冊子及び小・中学生向けパンフレットを活用した広報を実施した。

(危機管理局)

＜原子力施設の安全対策＞

県民の安全と安心を守るという立場から、環境放射線モニタリング計画を随時見直し、これに基づき継続的にモニタリングを実施しているほか、災害発生時においても空間放射線に係る測定データ伝送経路を維持し、1週間程度のデータ伝送を可能とするため、簡易型電子線量計の衛星回線追加、モニタリングポスト等の非常用発電機の燃料タンク増設を行った。また、安全協定に基づき事業者から報告を受けるとともに、必要に応じて立入調査を実施している。

また、万が一の原子力災害の発生に備え、原子力防災に係る様々な取組を展開しており、「東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方（平成28年3月策定）」、「原子燃料サイクル施設の原子力災害時における避難の基本的な考え方（令和2年3月策定）」等を踏まえ、避難先・避難手段の確保、放射線防護対策施設や防災資機材の整備を行った。

（危機管理局）

＜私立学校の耐震化＞

幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、令和3年度末までに13校に対して、施設の耐震化を促進する取組に係る費用に支援した。

区 分	令和3年4月1日現在	平成28年4月1日現在
私立学校の耐震化率	82.8%	75.8%

（総務部）

＜県・市町村、消防本部等の耐震化・老朽化対策＞

公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、各施設管理者においては、計画的な施設の耐震化を進めており、本県（県及び市町村）の平成29年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況は91.2%と平成27年度末の89.0%から2.2ポイント上昇している。

なお、県庁舎及び合同庁舎については、現在整備を進めている八戸合同庁舎建替事業の完了をもって、災害応急対策の実施拠点としての耐震性能が確保される見込みである。

（総務部、危機管理局）

＜地域コミュニティ力の強化＞

災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、地域特性を生かした地域づくり等を支援するため、市町村が自発的主体的に実施する事業等を対象に、令和3年度計170事業について補助した。

また、新たな地域コミュニティの担い手として期待される地域おこし協力隊の定着に向けて、隊員の活動や生業づくり、ネットワーク形成支援のため、隊員向けの研修会を行っているほか、定着の阻害要因となるミスマッチ防止のため、市町村向けの研修会や市町村の募集支援のための合同募集説明会等を開催している。

（企画政策部）

＜地域を支えるリーダーの育成＞

地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダー人財の育成と人財ネットワークを拡大するため、若手社会人を対象に、著名な講師による講演やグループディスカッションによる「あおもり立志挑戦塾」を開催した。

(企画政策部)

＜情報通信利用環境の強化＞

携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、未整備エリアを有する市町村、東北総合通信局及び通信事業者と連携して各種調査等を実施し、八戸市古里地区(16世帯)の携帯電話の不感地域を解消した。

(総務部)

＜障害者等に対する ICT 利活用支援＞

自然災害等緊急時における視覚・聴覚障害者等の ICT リテラシーを高めるため、障害者等が ICT 機器の操作方法を学ぶ環境を整備した。

(総務部)

＜防災情報の入手に関する普及啓発＞

災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、県内全世帯に配布した青森県防災ハンドブック「あおもりおまもり手帳」に気象警報の種類や情報収集先を記載し普及を図った。

また、県が実施している出前トークにおいて、災害時等に必要な情報を適切に入手できない情報弱者を支える「緊急時情報案内人」を育成する講座を実施したほか、県開催のイベント等で災害等の緊急時に活用できる通信手法等について掲載している「緊急ポケットブック」を配布した。

(総務部、危機管理局)

＜行政情報通信基盤の耐災害性の強化＞

行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、サーバ室等については、耐震性を有する県本庁北棟へ移転した。

(総務部、危機管理局)

＜行政情報の災害対策＞

災害・事故等発生時の業務継続確保を目的に、サーバ室の移転に当たり、可能なシステムについては、サーバの統合や汎用機の見直しを含めた全体最適化の検討を行った。

市町村による情報システムのクラウド化については、検討に必要な業務フローや情報資産の整理手法について、ワークショップ形式で支援を行った。

(総務部)

＜鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備＞

災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、J R及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、国の補助制度を活用し、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対して令和3年度は23, 149千円の補助（市町村への間接補助を含む）を行い、民営鉄道事業者が行う施設の安全対策などの取組を促進した。

（企画政策部）

＜青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備＞

鉄道輸送の安全を確保するため、平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、令和3年度までに高架橋の耐震補強（436本中294本）を行うなど計画的に対策を実施した。

（企画政策部）

＜代替交通手段の確保＞

災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、J R、民営鉄道事業者、航路運航事業者及び航空会社等の窓口の確認及び情報共有を図った。

（企画政策部）

＜バスによる帰宅困難者の輸送＞

災害発生時等の交通手段確保のため、公益社団法人青森県バス協会と「災害時におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」を締結した。

また、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図ったほか、路線維持を図るため、運行欠損（令和3年度は37系統）・車両購入（令和3年度は新規購入3台、過年度購入分15台）に対する補助を行った。

（企画政策部）

＜輸送ルート of 代替性の確保＞

災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運航事業者及び航空会社等の窓口の確認及び情報共有を図ったほか、離島航路を維持するため、地元市村（1市1村）が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行った。

（企画政策部）

＜むつ湾内航路の運航体制の維持＞

災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段確保が確保されるよう、航路運航事業者や地元市村の窓口の確認や情報共有を行った。

（企画政策部）

＜災害発生時における適正価格の維持＞

災害発生時においては、食料品をはじめとした生活関連物資について、売り惜しみ等による価格の高騰等を抑止し、適正な価格での供給を維持するため、関係法令等に基づく所要の措置をとるのに必要な小売業者等の調査の迅速な実施に向けた体制の構築に向け、検討を進めている。

(環境生活部)

＜男女のニーズの違いに配慮した支援＞

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の仕組みづくりを目指して、平成30年度から、市町村等からの男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対して講師派遣を行ったほか、研修会などで防災と男女共同参画に関するパネル及び図書の展示を行った。

(環境生活部、危機管理局)

＜災害廃棄物処理計画の策定＞

災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、平成30年3月に「青森県災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、市町村における適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理体制の構築に向け、市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すため、未策定市町村を対象に、災害廃棄物処理計画策定の意義や、ポイントとなる部分を説明する研修を開催した。さらに、災害廃棄物処理対応力向上のため、全市町村を対象に、発災時の初動対応に特化したワークショップを実施した。

(環境生活部)

＜災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞

災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、災害廃棄物処理に係る県、市町村、関係団体それぞれの役割や、県が関係団体等と締結している各種協定等について市町村と認識を共有するため、災害廃棄物処理に係る研修会等を通じて周知を図った。

(環境生活部)

＜要配慮者等への支援＞

大規模災害発生時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援体制を充実させるため、災害時に災害福祉支援チーム（DCAT）として派遣する124人を令和3年度末までに事前登録したところであり、この登録員を養成するための研修を実施した。

(健康福祉部)

＜石油元売会社からの供給確保＞

災害発生時に、石油元売会社が、保有する大型タンクローリーにより、生活の維持や業務継続が求められる病院及び避難所等の重要施設に対して、直接、燃料を迅速かつ円滑に供給する体制を確保するため、供給先となる重要施設の設備等の情報を随時更新し、石油元売会社で構成される石油連盟と共有しているほか、同連盟が実施する災害時石油供給連携計画訓練に参加し、関係機関等との供給に係る一連の流れを確認している。

(商工労働部)

＜石油燃料供給の確保＞

災害発生時には石油燃料の調達及び供給に支障を来すおそれがあることから、生活の維持や業務継続が求められる病院及び避難所等の重要施設や緊急車両に対し、優先的に供給するため、重要施設や緊急車両の情報を随時更新し、安定供給に関する協定等を締結している石油連盟及び青森県石油商業組合と共有しているほか、災害時に各給油所の被災状況を円滑に確認するための防災訓練を定期的に行っている。

(商工労働部)

＜企業の業務継続計画作成の促進＞

災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するための業務継続計画（BCP）の作成について、(公財) 21 あおもり産業総合支援センター等と連携し、「青森県版BCP策定マニュアル」等を活用した支援体制を継続的に構築している。

(商工労働部)

＜被災企業への金融支援等＞

罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別補償融資制度の「経営安定化サポート資金」に「災害枠」を設け、経営安定に必要な資金を継続的に確保している。

(商工労働部)

＜人材育成を通じた産業の体質強化＞

災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図ることを目的に、経営者や管理者向けのものづくり企業生産性向上セミナー及び先進技術等習得研修を開催した。

(商工労働部)

＜食料品製造業者の供給体制強化＞

災害時においても県産食料品が供給されるよう、食料品製造業者の供給体制強化のため、県内の食料品製造業者を対象に専門家を派遣し、生産性の向上やコスト削減を支援したほか、ものづくり基盤技術人材育成実習の開催や県外研修等の受講に要する費用の一部を助成した。

(商工労働部)

＜ガス供給施設の老朽化対策＞

災害発生時においても県内ガス供給事業者がガスを供給できるよう、施設の維持や高度化を対象とする中小企業高度化資金貸付事業を実施している。

(商工労働部)

＜坑廃水処理関係施設の稼働の継続＞

強酸性の坑廃水の流出を未然に防止し、地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている重金属等を含んだ坑廃水を排水基準以下となるよう関係施設を整備し処理している。

(商工労働部)

＜有害物質の流出・拡散防止対策＞

災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出・拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について継続的に指導しており、農薬等の適正保管・管理、流出時の拡散防止等については、農業生産工程管理（GAP）の導入拡大に向けた研修会において指導を行った。

(農林水産部、危機管理局)

＜農業用ダム・ため池の防災対策＞

将来にわたる農業用ダム・ため池の機能発揮のため、県が管理する農業用ダム11基については、「農村地域防災減災総合計画」や「青森県基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」（詳細は「別紙」参照）に基づき、施設の点検・診断を行い、長寿命化計画を平成31年3月までに策定し、対策工事を進めている。

(農林水産部)

＜ため池ハザードマップの作成＞

災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、「農村地域防災減災総合計画」（詳細は「別紙」参照）に基づき、市町村が下流に人家や公共施設等がある規模の大きい防災重点ため池386箇所について、ハザードマップを作成し、ホームページ等により住民に周知を図っている。

(農林水産部)

＜農山村地域における防災対策＞

農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから住民の人命や財産、農地等を守るため、「農村地域防災減災総合計画」（詳細は「別紙」参照）に基づき、施設の点検・診断を行い、県が管理する地すべり防止施設10施設に係る長寿命化計画を平成31年3月までに策定し、対策工事を進めている。

(農林水産部)

＜津波防災施設の整備＞

高潮、波浪又は津波等による被害から海岸を防護し、計画的に老朽化対策を実施していくため、農山漁村地域整備計画（詳細は「別紙」参照）の「安全で快適な漁港・漁村づくり」に基づき、農林水産部所管（漁港漁場整備課管轄分）の40海岸の、県土整備部所管の101地区海岸の海岸保全施設（堤防、護岸、水門）に係る長寿命化計画を令和4年3月までに策定し、老朽化対策工事を進めている（詳細は「別紙」参照）。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により、海岸保全施設の老朽化対策及び耐震対策を推進していくこととしている。（港湾局所管 32地区海岸）
（農林水産部、県土整備部）

＜防災公共の推進、集落の孤立防止対策＞

災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進め、438箇所ある対策箇所のうち令和3年度までに89箇所（約20%）の対策を完了した。

また、県民の防災意識を高めるため、平成30年9月から、青森県防災ハンドブック「あおもりおまもり手帳」を県内全世帯（56万世帯）へ配布し、あらゆる機会、様々な媒体を活用して、その内容の普及に努めたほか、地域一体となって防災活動に取り組む自主防災組織の設立促進や組織の活性化に資する取組を積極的に展開するとともに、地域主導による防災訓練を促すモデル事業を実施し、その取組手順を示した手引書を作成した。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により防災公共の推進や集落の孤立防止対策を推進していくこととしている。

（県土整備部、危機管理局）

＜災害発生時の物流インフラの確保＞

災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等の重要物流道路の指定を国に要望していく。また、指定後は、当該路線上の危険箇所対策を計画的に進めていく。

（県土整備部）

＜基幹的道路ネットワークの形成＞

被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路等の基幹的道路ネットワークの形成を進めている（詳細は「別紙」参照）。

県事業においては、下北半島縦貫道路についてむつ南バイパスが令和元年12月に一部開通し、全体延長約70kmのうち進捗率38.3パーセントとなっているほか、奥内バイパスが令和4年に新規事業となっている。

国直轄事業においては、下北半島縦貫道路について野辺地七戸道路が令和4年に新規事業となった。また、三陸沿岸道路について洋野階上道路23kmが令和3年3月に供用開始したことで三陸沿岸道路約51km（うち県内約20km）が全線開通となった。そのほか、上北自動車道について天間林道路が令和4年内に開通予定となっており、上北自動車道が全線開通となる。今後も引き続き、国などの関係機関と連携しながら、基幹的道路ネットワークの形成を推進していくこととしている。

（県土整備部）

＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策、緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策、市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞

災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路の安全性を確保するため、社会資本総合整備計画の「安全で安心な暮らしを守るあおもりの道づくり（防災・安全）」等（詳細は「別紙」参照）に基づき機能強化や老朽化対策を進めている。

緊急輸送道路については、避難路・輸送路としての機能強化を図るため、現道拡幅やバイパス整備を進めており、令和2年度には緊急輸送道路である五所川原車力線（福浦～車力工区）5.5kmをはじめ全4工区9.8kmが供用開始した。

また、緊急輸送道路脆弱性を補完する道路である漁港臨港道路の機能保全工事を機能保全計画書に基づき今後も引き続き実施していくこととしている。

林道については、避難路や輸送路としての機能強化を図るため、避難路となる林道の整備や現道の拡幅、アスファルト舗装等を5路線で行っている。このほか、各市町村において林道橋の点検・診断を行い、令和2年3月に長寿命化計画を策定し、優先度を考慮しながら計画的に対策工事を進めている。

このほか、舗装補修については、舗装の劣化が著しい箇所や交通量等を考慮し、計画的に補修を行うとともに、橋梁については、「青森県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な改修や維持管理を実施している。

また、通学児童をはじめとする歩行者や、通行車両の安全を図るため、歩道の設置や交差点改良、現道拡幅等の交通安全対策事業を令和3年度は66事業を進めており、このうち20工区について完成した。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により道路施設の防災対策を推進していくこととしている。

（農林水産部、県土整備部）

＜砂防関係施設の整備、砂防関係施設の老朽化対策＞

土砂災害を防止するため、社会資本総合整備計画の「総合的な土砂災害対策の推進（防災・安全）」等（詳細は「別紙」参照）に基づき砂防関係施設の整備を進めているほか、施設の機能及び性能を長年にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を平成30年3月に策定し、対策工事を進めている。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により砂防関係施設の整備や老朽化対策を推進していくこととしている。

（県土整備部）

＜水防災意識社会再構築ビジョンの取組＞

堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、県が管理する二級河川を対象に県及び関係市町村等で構成する4つの「減災対策協議会」を平成29年5月に設立し、防災・減災に係るハード・ソフト対策の取組目標を共有し、各機関による取組の推進を図っている。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により水防災意識社会再構築ビジョンの取組を推進していくこととしている。

（県土整備部）

＜避難勧告等発令の支援＞

洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村長が水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう市町村長と地域県民局地域整備部長との間でのホットラインを構築し、必要な助言を実施している。

また、避難指示の発令に着目した洪水タイムラインについて、県管理38河川で策定したほか、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川で特に配慮が必要な県管理82河川において、危機管理型水位計を設置した。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により避難指示等発令の支援を推進していくこととしている。

(県土整備部)

＜海岸保全施設の整備＞

波浪・高潮等による浸水被害を防止するため、社会資本総合整備計画の「青森県における海岸整備の推進（防災・安全）」（詳細は「別紙」参照）に基づき7海岸において海岸保全施設の整備を推進した。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により海岸保全施設の整備を推進していくこととしている。

(県土整備部)

＜港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策＞

三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、重要港湾3港（青森港、八戸港、むつ小川原港）においては、被災後の物流機能の早期回復を図ることを目的とする港湾BCPに基づく訓練を実施している。

また、災害発生時に漁港を利用した海路による輸送を行うため、岸壁の耐震・耐津波化等の漁港施設機能強化工事を実施し、20漁港で完了した。

今後も引き続き、ハード・ソフト対策の両面で、港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策を推進していくこととしている（詳細は「別紙」参照）。

(農林水産部、県土整備部)

＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞

災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施しており（詳細は「別紙」参照）、県管理の下水道施設については、ストックマネジメント計画を平成30年3月に策定するとともに、市町村の取組について助言等を実施した結果、平成31年1月にストックマネジメント計画策定率100%を達成した。

(県土整備部)

＜住宅の耐震化＞

住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、社会資本総合整備計画の「青森県における住宅・建築物の安全性の向上（第三期）」（詳細は「別紙」参照）に基づき、市町村と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修及びブロック塀等の耐震化の補助を実施している。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により、住宅の耐震化を推進していくこととしている。

（県土整備部）

＜応急仮設住宅の迅速な供給＞

災害発生時に、迅速に応急仮設住宅を供給するため、関係団体と応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結しており、令和3年8月の大雨に伴う災害の際には、この協定に基づき4戸の民間賃貸住宅を被災者へ供給した。なお、令和3年12月には新たな団体と協定を締結している。

また、応急仮設住宅を建設する際の具体的な手順や建設候補地等を示した「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」について、毎年度、市町村と連携して建設候補地の見直し等の改定を行っている。

今後も関係団体等と連携して、迅速な応急仮設住宅の供給に向けた体制を継続していくこととしている。

（県土整備部）

＜公営住宅の耐震化・老朽化対策＞

県営住宅の安全性を確保するため、社会資本総合整備計画の「小柳団地建替事業（地域居住機能再生推進事業）」（詳細は「別紙」参照）に基づき、老朽化が進んでいる団地を平成26年度から令和3年度にかけて304戸分の建替えを行った。また、老朽化等に伴い用途廃止を計画している団地について、移転を行った。今後も引き続き、社会資本整備総合交付金事業等により、公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進していくこととしている。

（県土整備部）

＜除排雪体制の強化＞

＜防雪施設の整備＞

＜河川改修等の治水対策＞

＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞

＜津波ハザードマップの作成＞

＜ダム施設の老朽化対策＞

＜岩木山の警戒避難体制の整備、八甲田山の警戒避難体制の整備、

十和田の警戒避難体制の整備、火山の警戒体制の強化＞

＜土砂災害ハザードマップの作成・公表、避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供＞

＜幹線街路の整備＞

＜都市公園における防災対策＞

＜空き家対策＞

取組についての詳細は、「別紙」参照

（県土整備部）

＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞

災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が進むよう指導・助言した結果、令和3年度末で洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設では1,063施設、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設では91施設の作成が完了した。今後も引き続き避難確保計画の作成に取り組むことにより、福祉施設・学校施設等の安全対策を推進することとしている。

(健康福祉部、県土整備部、危機管理局、教育庁)

＜観光客の避難体制の強化、外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞

本県を訪れる外国人観光客が安全に、安心して旅行できるようにするため、令和元年度において、緊急時の連絡先や自然災害等に関する最新のニュースサイトのアドレスが多言語(英・韓・繁・簡)で掲載されたカードを制作し、外国人旅行者の立ち寄りが予想される施設へ配布した。

制作部数：10万部

配布箇所数：350箇所

(観光国際戦略局)

＜公立学校施設等の耐震化・老朽化対策＞

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設の安全対策の充実を図るための施設の耐震化・老朽化対策を推進している。

県立学校については、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は完了しており、現在は非構造部材の耐震化を進めている。

市町村立小中学校については、構造体の耐震化、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策を含む非構造部材の耐震化が未実施の市町村に対し、一刻も早い対策の完了に向けて、指導・助言を行っている。

学校施設の耐震化実施率(令和3年4月1日現在)

県	① 校舎・屋内運動場等の構造体	100.0%
	② 屋内運動場等の吊り天井等(落下防止対策)	100.0%
	③ ②以外の非構造部材	33.8%
市 町 村	① 校舎・屋内運動場等の構造体	99.9%
	② 屋内運動場等の吊り天井等(落下防止対策)	98.9%
	③ ②以外の非構造部材	69.4%

(教育庁)

＜文化財の防災対策の推進＞

地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財(建造物等)を災害から守り、利用者の安全を確保するため、市町村と連携して、文化財パトロールの実施や文化財調査等を実施することで、文化財の保存管理状況を把握するなどし、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備等を支援した。

(教育庁)

＜学校防災体制の確立＞

学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進するとともに、避難訓練等を実施している。

また、防災教育に係る教職員の資質向上を図り、学校における実践的な防災教育の充実を図るため、学校安全指導者研修会（災害安全）を毎年開催している。

- 危機管理マニュアルの見直し状況（令和3年度実績）
 - ・公立学校 497 / 498校
 - ・私立学校 37 / 41校
- 避難訓練の実施状況（令和3年度実績）
 - ・公立学校 498 / 498校
 - ・私立学校 15 / 41校

（総務部、教育庁）

＜児童生徒の心のサポート＞

被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心をケアする体制整備を図るため、スクールカウンセラー等の配備を充実させた。

（教育庁）

＜地域コミュニティを牽引する人材の育成＞

新たな地域づくり活動者の発掘と育成、仲間づくりの促進やネットワークの形成・強化、地域活動の活性化を図り、地域コミュニティを牽引する人材を育成することを目的とした「パワフルAOMORI！創造塾」を、地域活動を進める上でのポイントやノウハウ等を学ぶテーマを設定して実施したことで、より実践に活用できる内容となり、塾生の満足度も高い結果となった。

また、講座後の交流タイムや講座間のオンラインミーティング等を設けることにより、塾生相互のネットワークを構築することができた。

- 実施状況（令和3年度）
 - ・全6回の講座を集合形式とオンライン形式を織り交ぜながら実施
 - ・塾生 計20名（男性9名・女性11名）20代：8名 / 30代：6名 / 40代：6名
- （教育庁）

＜警察施設の耐震化・老朽化対策＞

災害発生時に警察施設が機能不全に陥らないようにするため、建物の一部において耐震性能が不足しているとともに、老朽化が進行している警察本部庁舎、運転免許センターの耐震・長寿命化改修に係る工事に着手した。

また、老朽化が著しい五戸警察署、外ヶ浜警察署の大規模改修を実施したほか、老朽化に加え狭あい化が著しいつがる警察署、三戸警察署の移転新築を実施した。

（警察本部）

＜代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練＞

大規模災害により警察本部庁舎等が使用不能となる不測の事態を想定し、警察本部及び警察署（全18警察署）の代替施設を指定した。

（警察本部）

＜災害発生時の交通整理体制の構築＞

災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通整理を行うため、「滅灯信号機対応優先基準」を策定の上、警察署ごとに一覧表を作成し、有事に備えることとした。

また、大規模災害交通対策計画及び滅灯信号機対応優先基準に基づき、各警察署において対応訓練を実施した。

（警察本部）

＜信号機の非常用電源対策＞

停電に対する信号機の電源確保のため、電源付加装置を計画的に整備している。

（警察本部）

＜信号機の老朽化対策＞

信号機の機能を維持するため、老朽化した制御機・信号機柱等を計画的に更新している。

（警察本部）